

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三
○生活保護法による施術者の指定	(同)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	四
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	四
○保安林の指定	(森林整備課)	四
○保安林の指定の解除の予定	(同)	四
○保安林の指定の解除(二件)	(同)	五
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(同)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(原子力安全対策課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁教職員課)	八
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		一〇
○宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則		一〇

### 公 告

#### 選挙管理委員会

#### 公安委員会

## 告 示

○宮城県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年一月十九日

### 一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
カメイ調剤薬局松島店	宮城郡松島町高城字浜一番六十八	カメイ株式会社	仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号	平成二十九年十一月一日
しんえい薬局	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四十二ー二十八	有限会社つるみ薬局	柴田郡柴田町船岡東三丁目五番三号	平成二十九年十二月一日
大河原調剤薬局	柴田郡大河原町新南二十八ー十一	有限会社つるみ薬局	柴田郡柴田町船岡東三丁目五番三号	平成二十九年十二月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
カメイ調剤薬局松島店	宮城郡松島町高城字浜一番六十八	カメイ株式会社	仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号	平成二十九年十一月一日
しんえい薬局	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四十二ー二十八	有限会社つるみ薬局	柴田郡柴田町船岡東三丁目五番三号	平成二十九年十二月一日
大河原調剤薬局	柴田郡大河原町新南二十八ー十一	有限会社つるみ薬局	柴田郡柴田町船岡東三丁目五番三号	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
シヨートステイあったかいご岩出山	大崎市岩出山浦小路四十四番	社会福祉法人有備会	大崎市岩出山浦小路四十四番	平成二十九年七月一日
シヨートステイにこトピアいわで	大崎市岩出山字浦小路四十番十四	社会福祉法人有備会	大崎市岩出山浦小路四十四番	平成二十九年七月一日
グループホームあったかいご岩出山	大崎市岩出山字浦小路四十番十四	社会福祉法人有備会	大崎市岩出山浦小路四十四番	平成二十九年七月一日
グループホームにこトピアいわで	大崎市岩出山字浦小路四十番十四	社会福祉法人有備会	大崎市岩出山浦小路四十四番	平成二十九年七月一日



大川口 拓	クレーン整骨院矢本店	東松島市小松四十三番地	平成二十九年九月二十八日
佐藤 諒	とみやバランス整骨院	黒川郡大和町もみじヶ丘二一三十四	平成二十九年十月十二日
赤沢 翔	イーグル整骨院ヨークタ ウン新田東店	仙台市宮城野区新田東三一五一五ヨ一 クタウン新田東店	平成二十九年十月十二日

○宮城県告示第四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第三 加入区	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 関する告示） 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち、桐ヶ 崎の区域	平成三十年一 月九日	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字 桐ヶ崎九十一一五 鈴木義光 牡鹿郡女川町桐ヶ崎字 桐ヶ崎九十一一十二 桐ヶ崎住宅三三 木村久	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	三人

○宮城県告示第四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年一月十九日

○宮城県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎四の一、四の七、六の六、六の八、一四の三、一五の一から一五の三まで、一五の七、一六の四、一九の一、一九の七から一九の一〇まで、二〇の五、二二の一、二二の二、二二の四、二二・二三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の三、二三の四、二三の八、三六の一、三六の三、三六の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小鯖一〇九の三・一二七の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十九日

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市野蒜字下沼二二三の五、二二三の六、字南余景七三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十九日

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県七ヶ浜町花洲浜字表浜一 四三の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字袖浜四八の一五から四八の一七まで（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

富谷市明石上折元八八の一・八八の八から八八の一まで・八八の二〇・八八の三一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の五から八八の七まで、八八の一二から八八の一九まで、八八の二一から八八の二五まで、八八の二八、八八の三二から八八の五一まで、八八の五

六

<p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup></p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富谷市今泉八幡下六四の一</p> <p>2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富谷市明石上折元八八の一・八八の八から八八の一まで・八八の二〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の一二から八八の一九まで、八八の二一から八八の二五まで、八八の二八</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p>	<p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び富谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第五十五号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。</p> <p>平成三十年一月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 黒川郡大和町松坂平二丁目一の一九（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup></p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 黒川郡大和町宮床字高山三一の三、一一八の二、一一九の二、一二〇の二一、一二〇の二三、字中山四五の二、吉田字上嘉太神北五の二、字中見山下一二の二</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p>
--	--



- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
黒川郡大和町落合相川字賀美山一の二(次の図に示す部分に限る。)、一の八から一の二二まで、松坂平二丁目一の一・一一の一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
黒川郡大和町松坂平二丁目一の一・一一の一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

**公 告**

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 緊急時連絡網システム賃貸借業務 一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
三 落札者を決定した日 平成二十九年十二月二十七日  
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース株式会社 東京都江東区東雲一丁目七番十二号  
五 落札金額 二億六千七百五十五万七千九百四円  
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成二十九年十一月十七日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 登米市中田町浅水字浅部玉山二番一、二番二、四番、四百五十番、六番一の一部、六番二の一部  
地域の名称

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五十六号  
あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成三十年一月十五日認可した。  
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年一月十九日

宮城県大河原地方振興事務所  
所 長 峯 浦 康 宏

二 開免許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

七番の一部  
仙台市青葉区中山八丁目九番五  
旭洋設備工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成三十年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 宮城県総合教育センターコンピュータシステム賃貸借 一式
- 2 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
- 4 設置場所 〒九八〇一―一二七 宮城県名取市美田園二丁目一番地の四 宮城県総合教育センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 賃貸借物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五)へ平成三十年一月二十五日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等



## 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課管理班 木村 裕之（電話〇二二―二二一―三六三二）

## 3 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月二十五日から平成三十年一月二十六日までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年一月二十六日午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年一月三十日（火）午前九時から平成三十年一月三十一日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年一月三十一日（水）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出することとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

## 5 開札の日時及び場所

平成三十年二月一日（木）午前十時 宮城県行政庁舎十六階教職員課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は、入札説明書による。

## 六 概要

## Summary

1 Items/Service Required : Lease of computers and operating system for the Miyagi Prefectural General Education Center (1 set)

2 Duration of Contract : April 1, 2018 to March 31, 2023

<p>3 Location of Delivery : Miyagi Prefectural General Education Center</p> <p>4 Deadline for Bid : January 31, 2018. 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Information : Hiroyuki Kimura, Management Section, Personnel Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel: 022-211-3631</p>	<p><b>選挙管理委員会</b></p>
<p>○宮選管告示第二号</p> <p>宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成三十年一月十九日</p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p>
<p>宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (昭和三十一年宮選管告示第十号) の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一 特定医療法人白嶺会仙台整形外科病院の項中「同 市若林区伊在字東通二四番地」を「同 市若林区伊在三丁目五番地の三」に改める。</p> <p>別表第一の二 医療法人社団清山会介護老人保健施設さくらの杜の項中「柴田郡大河原町金ヶ瀬字薬師三二番地」を「柴田郡大河原町字広表三三番地一」に改める。</p> <p>別表第二 特別養護老人ホーム成仁杜の里仙台の項中「同 市若林区荒井字広瀬東四三番地一 (三七B一七)」を「同 市若林区荒井東二丁目二番地の二」に、ケアハウス千年の杜仙台の項中「同 市若林区荒井字広瀬東四三番地一 (三七B一七)」を「同 市若林区荒井東二丁目二番地の二」に、ニチケアセンター仙台若林の項中「同 市若林区荒井字丑ノ頭四五番地の五」を「同 市若林区荒井三丁目二七番地の七」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成三十年一月十九日から施行する。</p>	<p><b>公安委員会</b></p>
<p>○宮城県公安委員会規則第一号</p> <p>宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成30年 1月19日</p>	<p>宮城県公安委員会委員長 森山 博</p>

<p>宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (平成17年宮城県公安委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第1条の2 条例第2条第2号の実施機関が別に定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等 (本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。) とする。</p> <p>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) 第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 (同号において「健康診断等」という。) の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由とし</p>	<p>改正後</p>	

<p>で、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>	<p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。